明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則（最高裁一）　二
○仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則（同二）　二
○国際和解合意関係事件手続規則（同三）　二
○特定和解関係事件手続規則（同四）　二
〔府令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　三
〔省令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務六）　四
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四）　四
〔告示〕
○ベネズエラ・ボリバル共和国における社会的弱者のための保護及び支援計画のための日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務三〇）　五
○ベネズエラ・ボリバル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三一）　六
○人材育成奨学計画のための日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三二）　六
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（財務二八）　六
○競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件（農林水産二〇四）　六
○海上運送法等の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する特定操縦免許講習の課程のうち国土交通大臣が定めるものを定める告示（国土交通五八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五九）　七
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件（同六〇）　七
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（同六一）　七
○水先人に免許を与えた件（同六二）　七
○高速自動車国道に関する件（同六三）　七
○河川法施行規則の規定に基づく登録研修実施機関の代表者の変更に関する件（同六四）　七
○国営アルプスあづみの公園の公開日時等を変更する件（関東地方整備局三〇）　七
○国営昭和記念公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（同三一）　八
○国営常陸海浜公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（同三二）　八
○国営武蔵丘陵森林公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（同三三）　八
○国営東京臨海広域防災公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（同三四）　八
○都市公園の公開日を変更する件（中部地方整備局一四）　九
○道路に関する件（中国地方整備局一一～一五）　九
○都市公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（同一六）　九
○都市計画に関する件（九州地方整備局七）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕　九
内閣　人事院　内閣府　最高裁判所　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
産業　一一
日本産業規格（厚生労働省）　一一
通運　一一
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一二
〔公告〕　一二
諸事項　一二
官庁　一二
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　一二
裁判所　一三
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
特殊法人等　二六
令和七年（二〇二五）暦要項関係　二六
会社その他　二七

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月一日

最高裁判所

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成十三年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「）第十条第一項」の下に「の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）、同条第二項」を加え、「第四項までの規定による命令（」を「第四項までの規定による命令及び法第十条の二の規定による命令（」に改め、「（法第十二条第一項各号」の下に「又は第二項各号」を加え、同項第四号中「命令」の下に「（以下「三項命令」という。）」を加え、同項第六号中「法第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「同条第二項」を「法第十条第二項」に、「生命等に対する脅迫」を「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」に改める。

第三条第一項及び第四項中「第十条」を「第十一条」に改める。

第七条第一項第五号中「法第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「同条第二項」を「法第十条第二項」に改める。

第九条第二項第五号中「同条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に改め、同項第六号中「法第十条第一項第一号の規定による命令」を「接近禁止命令」に、「同条第二項」を「法第十条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

七　法第十七条第三項の規定により三項命令の取消しの申立てをする場合にあっては、申立ての理由、接近禁止命令が効力を生じた日及び当該三項命令が効力を生じた日

第九条第三項中「、第五条及び第六条第一項」を「及び第五条」に、「、第一項」を「第一項」に改め、「手続について」の下に「、第四条第一項から第三項までの規定は前項第七号の申立てに係る手続について」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項の申立ての取下げは、口頭弁論又は審尋の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

5　第二項第七号の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、第三項において準用する第四条第三項の規定により主張書面の写しの送付を受けた他方の当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

第十一条中「（法第二十八条の二に規定する関係にある相手」の下に「（次号において「特定関係者」という。）」を加え、「（法第二十八条の二に規定する関係にある相手」を「（特定関係者」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「規定」の下に「（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）」を加え、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（即時抗告・法第十七条）

第十条　第二条、第三条、第五条、第七条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二項から第四項まで並びに前条第四項及び第五項の規定は、同条第二項第七号の申立てについての裁判に対する即時抗告の手続について準用する。

2　第六条の規定は、前項の即時抗告の取下げについて準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方」とあるのは、「第十条第一項において準用する第七条第四項の規定により抗告状の写しの送付を受けた他方の当事者」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第二号

仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月一日

最高裁判所

仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則

仲裁関係事件手続規則（平成十五年最高裁判所規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（訳文の添付の省略）

第五条　裁判所は、仲裁法の規定により裁判所が行う手続において、相当と認めるときは、第一条において準用する民事訴訟規則第百三十八条第一項の規定にかかわらず、相手方の意見を聴いて、同項の訳文を添付することを要しないものとすることができる。

附　則

この規則は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第十五号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第三号

国際和解合意関係事件手続規則を次のように定める。

令和六年二月一日

最高裁判所

国際和解合意関係事件手続規則

（民事訴訟規則の準用）

第一条　特別の定めがある場合を除き、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（申立ての方式等）

第二条　前条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　申立ての趣旨

3　第一項の書面には、前項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　申立てを理由づける具体的事実

二　立証を要する事由ごとの証拠

三　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

4　第一項の書面には、立証を要する事由につき、証拠書類の写しを添付するものとする。

（訳文の添付の省略）

第三条　裁判所は、第一条の手続において、相当と認めるときは、同条において準用する民事訴訟規則第百三十八条第一項の規定にかかわらず、相手方の意見を聴いて、同項の訳文を添付することを要しないものとすることができる。

附　則

この規則は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

○最高裁判所規則第四号

特定和解関係事件手続規則を次のように定める。

令和六年二月一日

最高裁判所

特定和解関係事件手続規則

（民事訴訟規則の準用）

第一条　特別の定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（申立ての方式等）

第二条　前条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　申立ての趣旨

3　第一項の書面には、前項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　申立てを理由づける具体的事実

二　立証を要する事由ごとの証拠

三　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

4　第一項の書面には、立証を要する事由につき、証拠書類の写しを添付するものとする。

附　則

この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

府　令

○内閣府令第九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総務調整官及び証券取引等監視官） **第九条**　財務部に、総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び証券取引等監視官それぞれ一人を置く。 ２　［略］ ３　証券取引等監視官は、次に掲げる事務を整理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されたものに限る。）に関すること。 二　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。 （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［略］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任されたものに限る。）に関すること。 二　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。 （検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　［同上］ 二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法

情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　［略］	律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月一日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～17　略］ 18　法別表第一の十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四十条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～17　同上］ 18　法別表第一の十二の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　金融サービスの提供に関する法律第四十条の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十五条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 五　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［19～188　略］	四　金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 五　金融サービスの提供に関する法律第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［19～188　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

○財務省令第四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月一日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［略］ 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	（証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　［同上］ 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び犯罪による収益

及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに調査（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百三十七条第二項及び第三項、個人情報の保護に関する法律第百五十条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により金融庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。）に関すること。

二　金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査に関すること。

3　［略］

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　［略］

2　上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。

3　［略］

（統括金融証券検査官の職務）

第二百二十七条　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　［略］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［略］

2　［略］

3　［略］

（上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官）

第百九十三条　［同上］

2　上席証券取引特別調査官は、命を受けて、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査を実施し、及び証券取引特別調査官の行う事務を総括する。

3　［同上］

（統括金融証券検査官の職務）

第二百二十七条　統括金融証券検査官は、命を受けて、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官、上席為替実査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

一　［同上］

二　金融商品取引法第五十六条の二、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六、同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十四、第六十六条の二十二、第六十六条の六十七、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六、第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の二十七（同法第百九条において準用する場合を含む。）、第百五十一条、第百五十五条の九及び第百五十六条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法第二十九条第一項、預金保険法第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律第二百十七条第一項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条及び第四十九条、個人情報の保護に関する法律第百四十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査

三　［同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。